

# 釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和5年  
4月

## 1 いわて年末年始無災害運動（取組事例）

3月号に引き続き、以下のとおり冬季間の災害防止、その他の取組事例を収集しました。

### 産業振興（株）釜石事業所

#### 冬季間の各種災害防止活動

12/1～2/28を「冬季災害防止活動」期間

12/1～1/15を「年末年始無災害運動」期間とし、「待ってます元気なあなた明るく迎える年末年始」をスローガンに活動を実施しました。

各種活動のパネルを工場内4か所に掲示し、周知・啓発を行いました。

朝会での声掛け、毎日の所内メール、1/24の週に寒波襲来の際には、別に注意喚起もしました。

#### 除雪体制の確認

降雪に備えて、構内の場所割り、対応者を明確にした除雪体制や基準を定め、事前確認をしました。

#### ゼロ・100活動の実施

会社及びグループ会社において、12月22日から3月31日まで、「2023年ゼロ・100活動塗りつぶしコンテスト」を実施しました。

毎日、干支の塗りつぶしを行うことによって、安全意識の向上と安全最優先の定着を図ることを目的にしています。

塗りつぶし後、社員やその家族から応募を募り、1次審査、本社幹部による最終審査を経て、入賞作品を決定する予定です。



### 東北電力ネットワーク（株）釜石電力センター

#### 冬季災害の注意喚起の徹底

朝のミーティング時に気象に関する情報を共有しました。夕方のグループミーティング時に気温・積雪の情報を再共有し、事業所構内と管内（釜石・大槌地域）における具体的な危険箇所の注意喚起も実施しました。

使用前の社有車、期間中のマイカーの冬装備の点検及び補充を徹底しました。

### 釜石鉱山（株）

#### 社内のグループウェアを使った周知・連絡

無災害運動の周知（12/16）、冬道の交通事故防止強化期間の周知（1/10）、降雪に備えた出勤時の注意喚起（1/20）、県内の交通事故発生状況（1/23）について、社内のグループウェアを使って周知・連絡しました。

さらに、2/10の夕方は大雪が予想されたことから、退勤時間を早めることがある旨事前に予告し、当日の退勤時間を1時間ほど早めました。

### 上関伊酒造（株）

#### 落雪、落水からの危険回避

屋根からの落雪や落水等を回避するため、落雪、落水の除去を頻繁に行いました。

さらに、事業所各所に貼り紙を掲示し、注意喚起もしました。



### 日鉄テックスエンジ（株）

#### 交通事故防止対策

心と時間に余裕を持った運転を心がけるよう、社員に注意喚起のメールを発信しました。

また、飲酒運転撲滅のため、ポータブルアルコールテスターを全員に配付し、出勤前に自宅でアルコールチェックを自ら行い、出社後に記録し管理しています。



#### ごみゼロコンクールの実施

事務所や作業現場の定期4Sの実施、不要物の廃棄を促すため、「ごみゼロコンクール」を実施しました。



#### 健康の保持増進

毎月22日を「禁煙デー」と定め、工場内の至るところにポスターを掲示し周知しています。



ポスターは毎月コメントを変えて貼り替えています。

## 2 新たな化学物質規制（改正）



令和4年5月から順次、化学物質管理体系の見直し、実施体制の確立、情報伝達の強化等の施行がされています。

規制項目		R4.5~	R5.4~	R6.4~
管理体系	ラベル表示・通知対象化学物質の追加			
	ばく露を最小限度にすること			
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存			
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止			
	衛生委員会付議事項の追加			
	がん等の遅発性疾病の把握強化			
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存			
	化学物質労災発生事業場等への監督署による指示			
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施等			
体制実施	がん原性物質の作業記録の保存			
	化学物質管理者・保護着用責任者の選任義務化			
	雇入れ時等教育の拡充			
情報伝達	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大			
	SDS等による通知方法の柔軟化			
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新			
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			
	事業場内別容器保管時の措置の強化			
	注文者が必要な措置を講じる設備の範囲の拡大			
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外				
特殊健康診断の実施頻度の緩和				
第三管理区分事業場の措置強化				

例えば

### 直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を起こすおそれのあることが明らかな場合（おそれがないことが明らかなもの以外も）は、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用しなければなりません。

### 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に「化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること」などが追加され、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議も行わなければなりません。

### 職長教育の実施

食品製造業（全てに）、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業では、新たに職務につくこととなった職長、直接指揮監督する者に対して、安全衛生教育（職長教育）を行わなければなりません。

令和4年8月号にも関連記事を掲載しています。

## 3 令和5年度 雇用保険料率の変更

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおり変更となります。

一般の事業	15.5 / 1,000	（労働者負担：6 / 1,000、事業主負担：9.5 / 1,000）									
農林水産・清酒製造の事業	17.5 / 1,000	（労働者負担：7 / 1,000、事業主負担：10.5 / 1,000）									
建設の事業	18.5 / 1,000	（労働者負担：7 / 1,000、事業主負担：11.5 / 1,000）									
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>&lt; 令和5年3月まで &gt;</p> <tr> <td>一般の事業</td> <td>13.5 / 1,000</td> <td>（労働者負担：5 / 1,000、事業主負担：8.5 / 1,000）</td> </tr> <tr> <td>農林水産・清酒製造の事業</td> <td>15.5 / 1,000</td> <td>（労働者負担：6 / 1,000、事業主負担：9.5 / 1,000）</td> </tr> <tr> <td>建設の事業</td> <td>16.5 / 1,000</td> <td>（労働者負担：6 / 1,000、事業主負担：10.5 / 1,000）</td> </tr> </div>			一般の事業	13.5 / 1,000	（労働者負担：5 / 1,000、事業主負担：8.5 / 1,000）	農林水産・清酒製造の事業	15.5 / 1,000	（労働者負担：6 / 1,000、事業主負担：9.5 / 1,000）	建設の事業	16.5 / 1,000	（労働者負担：6 / 1,000、事業主負担：10.5 / 1,000）
一般の事業	13.5 / 1,000	（労働者負担：5 / 1,000、事業主負担：8.5 / 1,000）									
農林水産・清酒製造の事業	15.5 / 1,000	（労働者負担：6 / 1,000、事業主負担：9.5 / 1,000）									
建設の事業	16.5 / 1,000	（労働者負担：6 / 1,000、事業主負担：10.5 / 1,000）									

## 4 労働災害発生状況

### 【令和4年労働災害（R4/1~12月、2月末現在）】

128件（コロナ除き93件）（前年同期88件（同87件））  
死亡災害 3件（同0件）

### 【令和5年労働災害（R5/1~2月、2月末現在）】

10件（前年同期22件）  
死亡災害0件（同0件）

### 【2月報告の労働災害】

クローラー式の木材グラップル機で集材作業を終え、山から下りようとバックしたところ、大きな窪地にクローラーがはまり、その勢いで木材グラップル機が山側に転倒した。運転していた被災者はシートベルトをしていたが、転倒の勢いであご紐をしめていなかったヘルメットが脱げ頭部を打撲した。

作業場に係る調査及び作業計画を作成し、窪地など周囲を点検し、作業を行うこと。また、ヘルメットはあご紐をきちんと着けること。